

理 事 会 議 事 録

理事会の決議があったものとみなされた日 平成28年11月11日(金)

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

議長 川崎 一 好
理事 本 間 靖 敏
議事録の作成に係る職務を行った理事

決議事項

第1号提案 評議員の補欠選任を評議員会の議事に付すべき事項の決定について

理事長川崎一好が理事の全員に対して、当法人の下記評議員の辞任に伴い、その補欠として次のとおり評議員会にその選任を求めたい旨及び評議員会の招集手続きにかわり一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項に基づく決議の省略による手続きで行いたい旨の提案書を発し、当該提案につき、平成28年11月11日まで、理事の全員から書面により意思表示をするとともに、監事の全員からは異議を述べられなかったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第96条及び定款第30条第2項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

記

評議員 市山亮悦(平成28年6月25日付辞任)

・後任評議員候補者 岩田廣美

評議員 池守 守(平成28年6月30日付辞任)

・後任評議員候補者 上見孝男

評議員 林 茂則(平成28年6月30日付辞任)

・後任評議員候補者 菊地英治

第2号提案 理事・監事の補欠選任を評議員会の議事に付すべき事項の決定について

理事長川崎一好が理事の全員に対して、当法人の下記理事、監事の辞任に伴い、その補欠として次のとおり評議員会にその選任を求めたい旨及び評議員会の招集手続きにかわり一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項

に基づく決議の省略による手続きで行いたい旨の提案書を発し、当該提案につき、平成28年11月11日まで、理事の全員から書面により意思表示をするとともに、監事の全員からは異議を述べられなかったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第96条及び定款第30条第2項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

記

理事 山崎博康(平成28年6月29日付辞任)

・後任理事候補者 安藤善則

理事 大口圭一(平成28年10月17日付辞任)

・後任理事候補者 藤原隆幸

監事 藤原隆幸(平成28年10月17日付辞任)

・後任監事候補者 三河康則

報告事項第1号 平成28年度理事長の職務執行状況について

理事長川崎一好が、理事及び監事全員に対して、平成28年度の職務執行状況を別紙資料のとおり通知を発し、当該事項を理事会に報告することを要しないことにつき、平成28年11月11日まで、理事及び監事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第98条に基づき、当該事項の理事会への報告があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会への報告の省略及び理事会の決議の省略を行ったので、理事会への報告及び理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

平成28年11月11日 公益財団法人北海道漁村振興協会 理 事 会

議事録作成者 本 間 靖 敏

